

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹



公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名(品名)	履行場所	履行期間	備考
汚泥汲取り(浄化槽清掃)	航空自衛隊海栗島分屯基地	契約締結日 ～令和7年3月31日	

2 入札方式：一般競争入札

3 入札日時：令和6年4月18日 13時30分～

4 入札場所：航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室

5 入札参加資格：(1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと
(3) 次の資格を付与されていること
ア 資格 全省庁統一資格
イ 年度 令和04・05・06
ウ 種別 役務の提供等
エ 地域 九州沖縄
オ 等級 A B C D

(4) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。

6 保証金：(1) 入札保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除
(2) 契約保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除

7 入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申込みがあったものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効：(1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札
(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等)に示された条件等に違反した入札

9 契約書等の作成：有

10 適用する契約条項：航空自衛隊標準契約(請書)条項 役務供給契約(請書)条項 及び適用契約条項 外

11 契約条項を示す場所：航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室

12 その他：(1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。
(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。
(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。

13 問い合わせ先：航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊契約班
担当者 高橋 電話番号 092-581-4091 FAX番号 092-571-5594

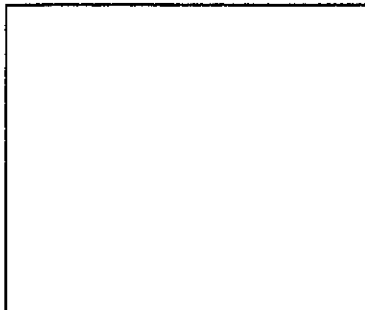
委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 汚泥汲取り(浄化槽清掃)

代理人使用印鑑



令和6年4月18日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書
	性質による分類		個別仕様書
物品番号			仕様書番号
品名又は件名	汚泥汲取り(浄化槽清掃)	19警LPS-X99003	
		承認年月日	令和6年2月20日
		作成年月日	令和6年2月20日
		改正何月日	
		作成部隊等名	第19警戒隊基地業務小隊
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊海栗島分屯基地の汚泥汲取り(浄化槽清掃)について適用する。</p> <p>2 数量等 調達要領指定書による。</p> <p>3 履行場所 航空自衛隊 海栗島分屯基地 ※図面添付</p> <p>4 履行期間 調達要領指定書による。</p> <p>5 仕様 本役務は、本仕様書によるほか、浄化槽法に基づき実施するものとする。</p> <p>6 一般共通事項</p> <p>6.1 現場代理人は、履行場所の整理整頓に心掛け、風紀、衛生及び安全の管理並びに火災及び盗難の事故防止に万全を期するものとする。</p> <p>6.2 本役務実施にあたっての入門及び行動は、交通法規及び基地規則を厳守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。やむを得ず作業場所以外への立入りを必要とする場合は監督官に確認の上行うものとする。</p> <p>6.3 基地内の既存施設及び工作物、備品の保護には十分注意を払うものとし、万が一不注意により破損した場合は、請負者の負担において原形に復旧するものとする。</p> <p>6.4 役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で、指定する期日までに提出するものとする。</p> <p>6.5 役務写真は、実施前、中、後を撮影し、アルバムに整理して提出するものとする。</p> <p>6.6 監督・検査については、契約担当官が定める監督・検査事務処理要領により実施するものとする。</p> <p>7 特記事項</p> <p>7.1 汲取りの日程については、監督官と調整するものとする。</p> <p>7.2 汚泥を汲取る槽については、監督官が指示する槽とする。</p> <p>7.3 汲取った汚泥は、速やかに市営し尿処理場へ運搬し、適正に処分するものとする。</p> <p>7.4 し尿処理場の搬入については、請負者が調整を行うものとする。</p> <p>7.5 鰐浦港から海栗島分屯基地までの海上航路については、官側契約の台船を利用するものとし、運行回数は1日3往復(基準)とする。</p>			

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	単契役-11
	調達要求年月日	令和 6年 3月 6日
	作成部課	第19警戒隊基地業務小隊施設班
	作成年月日	令和 6年 2月 20日
件 名	汚泥汲取り（浄化槽清掃）	
仕様書番号	19警LPS-X99003	

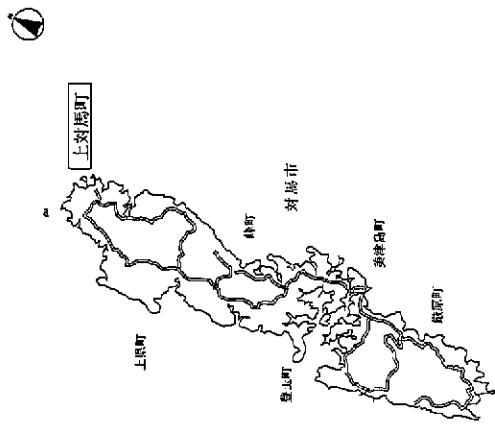
指定事項:

2 数量等

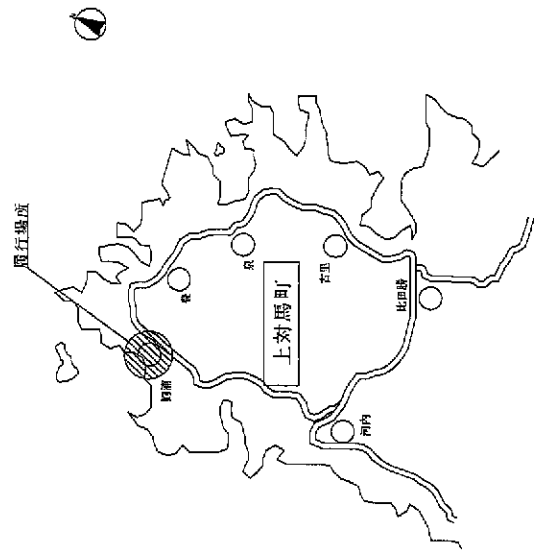
種類	単位	予定数量	備考
汚泥	m ³	64.8/年（基準）	年3回（6, 10, 2月）

4 履行期間

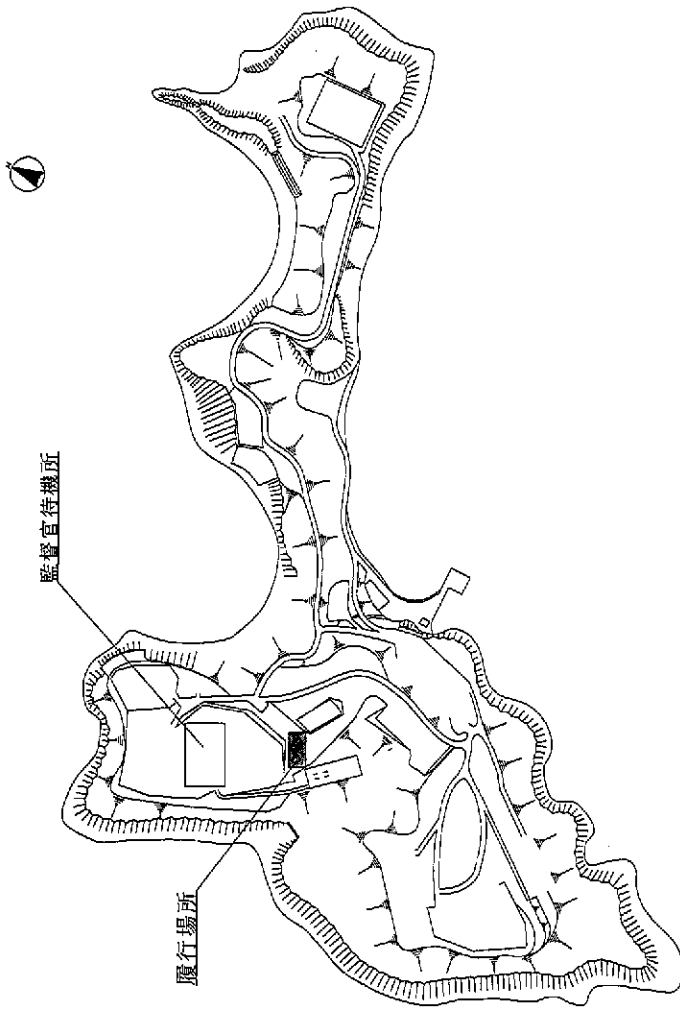
令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日



位置図



案内図

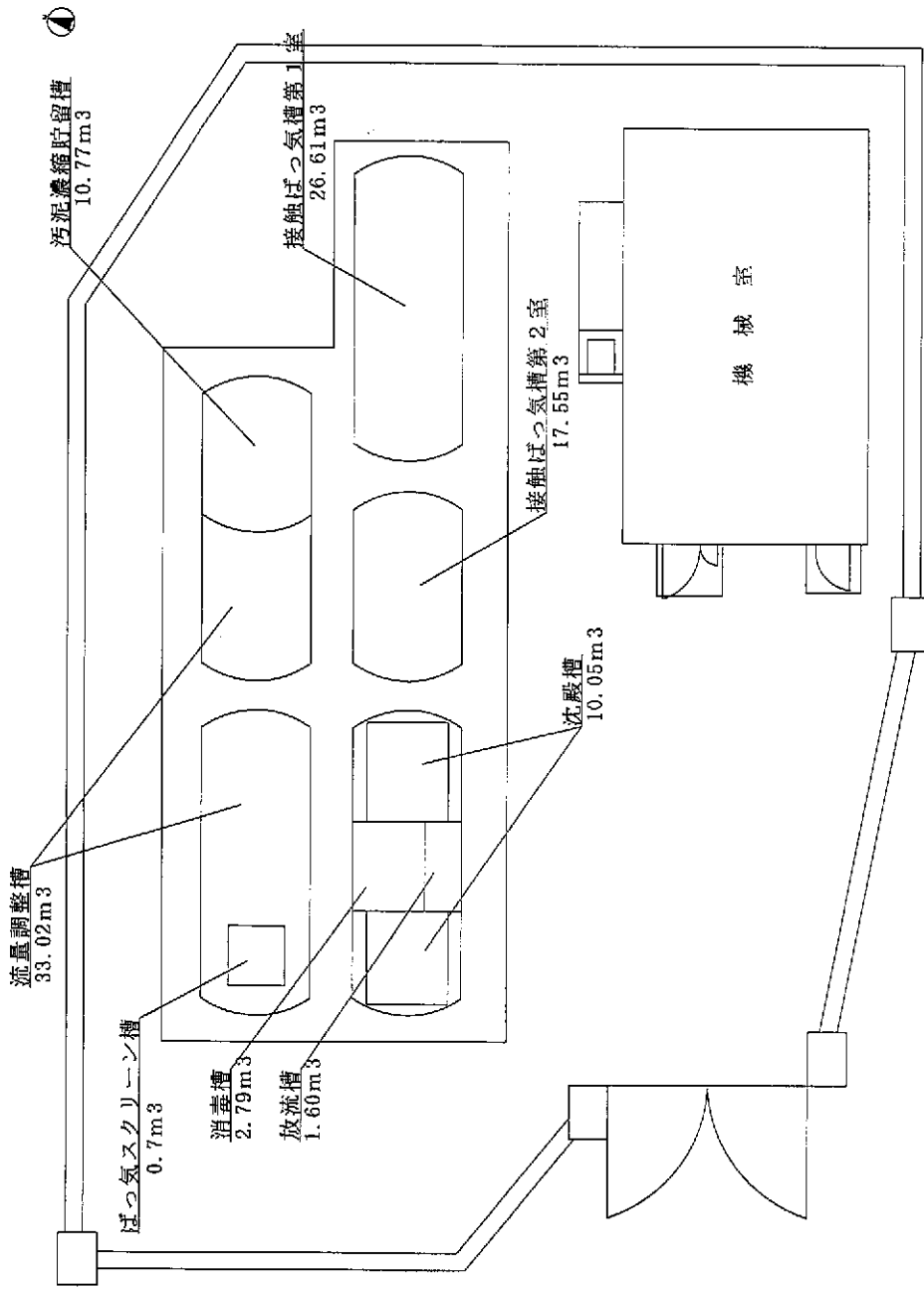


海栗島分屯基地

「関係者以外不許可複製」

件名	汚泥汲み取り (浄化槽清掃)	図面番号	1 / 2
図面名	案内図		
縮尺	N/S		

航空自衛隊海栗島分屯基地



「関係者以外不許可複製」

浄化槽平面図

件名	汚泥汲み取り (浄化槽清掃)	図面番号	2 / 2
図面名	浄化槽平面図		
縮尺	N/S		
航空自衛隊海栗島分屯基地			